

農林水産商工常任委員会資料

(平成30年5月21日)

項 目	ページ
1 株式会社アサヒメッキの工場増設に係る調印式の実施について 【立地戦略課】……………	1
2 株式会社鶴見製作所の造形研究所の新設及び米子工場の増設に係る 調印式の実施について 【立地戦略課】……………	3
3 平成30年度における地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 評価委員会の取組について 【産業振興課】……………	5
4 平成30年度第1回働き方改革・正規雇用1万人創出チーム会議の 開催結果について 【雇用政策課】……………別冊	
5 経済団体への新規高等学校卒業予定者の求人要請について 【雇用政策課】……………別冊	
6 「鳥取輝らり(きらり)マイ☆スター」の第1号認定について 【産業人材課】……………	6

商 工 労 働 部

株式会社アサヒメッキの工場増設に係る調印式の実施について

平成30年5月21日

立地戦略課

株式会社アサヒメッキ（本社：鳥取市）が、独自の金属表面処理技術の量産化に向けた技術開発及び事業拡大を目指し、工場増設を行うこととなり、これを支援する鳥取県及び鳥取市との間で下記のとおり協定書の調印を行いました。

1 会社概要

- (1) 企業名 株式会社アサヒメッキ
- (2) 所在地 鳥取市南栄町1
- (3) 代表者 代表取締役 木下 貴啓（きのした たかひろ）
- (4) 資本金 2,600万円
- (5) 従業員数 59名
- (6) 事業概要 亜鉛メッキ、アルマイト、ステンレス電解研磨、ステンレス鋼発色処理等

【今後の見通し】

- ・ 今回の工場増設により、独自のステンレス鋼発色処理技術、新たなアルマイト処理技術の量産化に向けた技術が確立される。
- ・ 技術確立後は、ステンレス鋼発色処理では、医療機器、建材、雑貨、メガネフレーム等の様々な用途に、アルマイト処理では、自動車部品等に新たな需要拡大が見込まれている。

2 投資概要

- (1) 設置場所 鳥取市桂木字西ヶ丘350番13（本社工場隣接地）
- (2) 投資額 約11億円
- (3) 雇用計画 3名
- (4) 事業内容

独自のステンレス鋼発色処理技術（特許出願中）^{注1}及びアルマイト処理技術（特許取得済）^{注2}の量産化に向けた技術開発と当該技術を用いた新たな需要獲得を図るため、本社工場隣接地に第二工場建設と設備導入等を実施する。

（注1）着色ではなく、ステンレスの皮膜の厚さを微妙に変化させることで、ステンレスを複数の色に発色させる技術



※出典 株式会社アサヒメッキホームページ

（注2）人体に有害なフッ化水素酸を用いず、アルミ表面の耐食性、耐摩耗性を向上させる皮膜を作る処理を行う技術

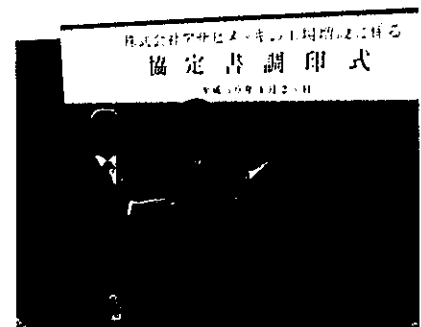
- (5) 事業開始 平成31年3月予定

3 企業立地支援の見込み

- ・ 鳥取県企業立地事業補助金 約4.4億円（見込み）
[内訳] 約1.1億円×（開発30%＋ニッチトップ加算10%）
- ※1 今回の設備投資計画については、平成30年3月29日付けで企業立地事業認定済み。
このため、開発投資に対する補助率は30%となる。（平成30年度認定分から20%に改正）
- ※2 その他正規雇用創出奨励金等による支援を予定。

4 調印式（概要）

- (1) 日時 平成30年4月23日（月）
午前11時～11時45分
- (2) 場所 知事公邸
- (3) 出席者 株式会社アサヒメッキ
代表取締役 木下 貴啓（きのした たかひろ）
鳥取市 市長 深澤 義彦（ふかざわ よしひこ）
鳥取県 知事 平井 伸治



協 定 書

株式会社アサヒメッキ（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び鳥取市（以下「丙」という。）は、甲の工場等の増設（以下「増設事業」という。）について次のとおり協定する。

第1条 甲は、別紙1のとおり増設事業を行うものとする。

第2条 乙及び丙は、前条に定める増設事業が支障なく円滑に行われるよう、誠意をもって協力するものとする。

第3条 甲は、法令等の規定を遵守し、特に工場の増設、運営等に当たっては、公害の発生防止と周辺環境の保全に努めるものとする。

第4条 甲は、従業員の採用に当たっては、鳥取市在住者を中心として、鳥取県内在住者及び鳥取県内へのUIJターン者の積極的な採用に努めるものとする。

2 乙及び丙は、甲の人材確保に当たっては、誠意をもって協力するものとする。

第5条 甲は、事業に当たっては、鳥取県内企業への受発注に努めるものとし、また、操業開始後においても、鳥取県内企業との積極的な取引に努めるものとする。

第6条 甲が別紙1のとおり行う増設事業に対し、乙及び丙は、別紙2に定める支援を行うものとする。

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事業を実施する上で知り得た他の当事者の営業、人事、技術その他の業務上の機密（以下「機密情報」という。）を保持するものとし、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、機密情報を開示しようとする者があらかじめ書面により当該機密情報を保有する他の当事者の同意を得た場合は、この限りでない。

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有し、信義を重んじ誠実にこの協定を履行するものとする。

平成30年 4月23日

甲 鳥取県鳥取市南栄町1番地
株式会社 アサヒメッキ 代表取締役 木下 貴啓

乙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県 鳥取県知事 平井 伸治

丙 鳥取県鳥取市尚徳町116番地
鳥取市 鳥取市長 深澤 義彦

(別紙1)

増 設 計 画 概 要

1 事業所の名称	株式会社アサヒメッキ 第二工場
2 所在地	鳥取県鳥取市桂木字西ヶ丘350番13
3 事業開始	平成31年3月(予定)
4 事業内容	株式会社アサヒメッキ新工場におけるアルマイト処理及びステンレス鋼発色処理の量産化技術等の開発及び事業拡大
5 雇用計画	3名

(別紙2)

1 鳥取県の支援

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）に基づく支援

働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県正規雇用創出奨励金支給要領（平成23年4月1日制定）に基づく支援

2 鳥取市の支援

鳥取市企業立地促進要綱（平成14年9月4日制定）に基づく支援

株式会社鶴見製作所の造形研究所の新設及び米子工場の増設に係る調印式の実施について

平成30年5月21日

立地戦略課

株式会社鶴見製作所（本社：大阪市鶴見区）が、南部町において造形研究所の新設（本社機能（研究開発機能）の一部移転を含む。）及び同社京都工場から米子工場への大型水中ポンプの生産移管等を行うこととなり、これを支援する鳥取県、米子市及び南部町との間で下記のとおり協定書の調印を行いました。

1 会社概要

- (1) 企業名 株式会社鶴見製作所（東証第1部上場）
- (2) 所在地 大阪市鶴見区鶴見4-16-40
- (3) 代表者 代表取締役社長 辻本 治（つじもと おさむ）
- (4) 資本金 51億8,850万円
- (5) 従業員数 978名（グループ合計・平成29年3月末時点）
- (6) 事業概要 水中ポンプを主力とした各種ポンプ、環境装置および関連機器の製造等

【今後の見通し】

- ・ 木型を用いた砂型造形ではなく、3Dプリンターを用いた全く新しい鑄造用砂型造形技術を確立することで、小ロット、短納期、複雑形状等への対応を可能とし、ポンプ生産の大幅な効率化を図ることができる。
- ・ 大型水中ポンプの生産移管等により、数億円規模の米子工場の出荷額増と、ポンプ部品の周辺企業への発注（鑄造、機械加工、配管等）等の経済波及効果も見込まれる。

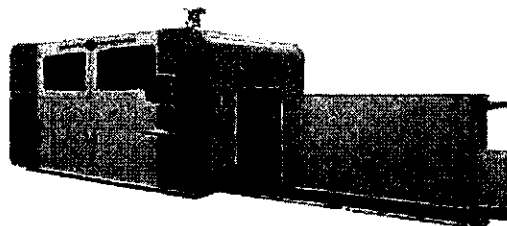
2 投資概要

- (1) 設置場所 米子市夜見町2700（現敷地内）及び西伯郡南部町円山1
- (2) 投資額 約5億円（開発：3.6億円、生産：1.4億円）
- (3) 雇用計画 15名（開発：5名（京都工場等からの異動数名含む。）生産：10名）
- (4) 事業内容

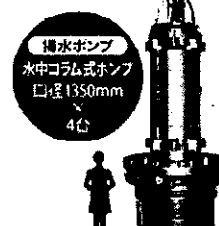
(ア) 短納期で高品質な鑄造製品を製作することを目的に、ポンプの主要構成部品の鑄物製造に不可欠な砂型について、最新技術である3次元砂型積層造形機（3Dプリンター）を導入し、鑄造用砂型造形に関する研究開発を実施するため、南部町に新たに造形研究所を整備する。

(イ) 京都工場の生産品目である設備用大型水中ポンプの生産を米子工場に移管（拠点集約）し、併せて新製品である大型脱水機の生産を行うため、米子工場及び南部町に新たな生産設備等を増設する。

(3Dプリンター)



(大型水中ポンプ)



- (5) 事業開始 平成31年9月予定

※出典 株式会社鶴見製作所調印式プレゼンテーション資料

3 企業立地支援の見込み

- ・ 鳥取県企業立地事業補助金（全体）約1.9億円（見込み）
 - (ア) 鑄造用砂型造形に関する研究開発 約1.6億円
[内訳] 約3.6億円×45%（開発30%+本社機能移転10%+先進技術5%）
 - (イ) 設備用大型水中ポンプ及び大型脱水機の生産 約0.3億円
[内訳] 約1.4億円×20%（生産10%+戦略的推進分野（環境）5%+拠点集約5%）
- ※1 今回の設備投資計画については、平成30年3月29日付けで企業立地事業認定済み。
このため、開発投資に対する補助率は30%となる。（平成30年度認定分から20%に改正）
- ※2 その他正規雇用創出奨励金等による支援を予定。

4 調印式（概要）

- (1) 日時 平成30年5月7日（月）
午後2時15分～3時10分
- (2) 場所 知事公邸
- (3) 出席者 株式会社鶴見製作所
代表取締役社長 辻本 治（つじもと おさむ）
米子市 市長 伊木 隆司（いぎ たかし）
南部町 町長 陶山 清孝（すやま きよたか）
鳥取県 知事 平井 伸治

株式会社鶴見製作所の新設及び米子工場の増設に係る

協定書調印式



協 定 書

株式会社鶴見製作所（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び米子市（以下「丙」という。）並びに南部町（以下「丁」という。）は、甲の工場等の新增設（以下「新增設事業」という。）について次のとおり協定する。

第1条 甲は、別紙1のとおり新增設事業を行うものとする。

第2条 乙、丙及び丁は、前条に定める新增設事業が支障なく円滑に行われるよう、誠意をもって協力するものとする。

第3条 甲は、法令等の規定を遵守し、特に工場等の新增設、運営等に当たっては、公害の発生防止と周辺環境の保全に努めるものとする。

第4条 甲は、従業員の採用に当たっては、米子市及び南部町在住者を中心として、鳥取県内在住者及び鳥取県内へのUIターン者の積極的な採用に努めるものとする。

2 乙、丙及び丁は、甲の人材確保に当たっては、誠意をもって協力するものとする。

第5条 甲は、事業に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、鳥取県内企業への受発注に努めるものとし、また、操業開始後においても、鳥取県内企業との積極的な取引に努めるものとする。

第6条 甲が別紙1のとおり米子市及び南部町に工場等を設置することに対し、乙、丙及び丁は、別紙2に掲げる支援を行うものとする。

第7条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に定める事業を実施する上で知り得た他の当事者の営業、人事、技術その他の業務上の機密（以下総称して「機密情報」という。）を保持するものとし、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、機密情報を開示しようとする者があらかじめ書面により当該機密情報を保有する他の当事者の同意を得た場合は、この限りでない。

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有し、信義を重んじ誠実にこの協定を履行するものとする。

平成30年5月7日

甲 大阪市鶴見区鶴見4丁目16番40号 株式会社鶴見製作所 代表取締役社長 辻本 治

乙 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県 鳥取県知事 平井 伸治

丙 鳥取県米子市加茂町1丁目1番地 米子市 米子市長 伊木 隆司

丁 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 南部町 南部町長 陶山 清孝

（別紙1）

新 増 設 計 画 概 要

- | | | |
|----------|---|--------------|
| 1 事業所の名称 | 株式会社鶴見製作所 米子工場 | 同 米子工場 造形研究所 |
| 2 所在地 | 鳥取県米子市夜見町2700 | 鳥取県西伯郡南部町円山1 |
| 3 事業開始 | 平成31年9月（予定） | |
| 4 事業内容 | 株式会社鶴見製作所米子工場における大型水中ポンプの京都工場からの生産移管に伴う増設等及び造形研究所の新設とそれに伴う研究開発機能の一部移転 | |
| 5 雇用計画 | 15名 | |

（別紙2）

1 鳥取県の支援

- ・ 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）に基づく支援
- ・ 働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県正規雇用創出奨励金支給要領（平成23年4月1日制定）に基づく支援

2 米子市の支援

- ・ 米子市企業立地促進補助金交付要綱（平成17年3月31日制定）に基づく支援

3 南部町の支援

- ・ 南部町における鳥取県西部地域企業立地促進補助金の交付に関する要綱（平成24年10月29日制定）に基づく支援

平成30年度における地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会の取組について

平成30年5月21日
産業振興課

このたび平成30年度第1回鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）評価委員会（以下「評価委員会」という。）を以下のとおり開催しました。今年度は地方独立行政法人法の規定に基づき、評価委員会の意見を伺いながら、第3期中期目標期間（H27.4.1～H31.3.31）の業務実績評価を行うとともに、次期中期目標を策定する予定です。

（※）「中期目標」：地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定に基づき、法人運営の指針として設立団体の長が定めるもの。策定に際しては評価委員会の意見を聴取するとともに、議会の議決を経て定めることとされている。

1. 第1回評価委員会の開催結果

- (1) 日 時 平成30年5月10日（木）午後3時～5時
 (2) 場 所 県庁内会議室
 (3) 出席者 評価委員会委員、福岡悟センター理事長、吉村文宏県商工労働部長 ほか

(評価委員会委員名簿)

区分	氏名	所属
委員長	河田 康志	国立大学法人鳥取大学工学部長
委員	佐藤 千恵	有限会社ビズテック代表取締役社長
委員	羽馬 好幸	気高電機株式会社代表取締役社長
委員	福岡 登美子	ブリリアントアソシエイツ株式会社代表取締役
委員	吉田 哲夫	ダイキン工業株式会社TIC技術管理グループ長



- (4) 議事内容 第3期中期目標期間最終年度となる平成30年度センター事業計画に関しヒアリングを行うとともに、次期中期目標策定に向けた論点について意見交換を行った。

<次期中期目標策定に向けた主な委員意見>

- KPI（業績評価指標）を位置づけることも考えるべき。その際、例えば知的財産権であれば出願件数など数を追うだけでなく、質（他技術との差別化等）に着目する視点も必要。
- まず第3期中期目標期間の振り返りを行うことが大切。その上で、鳥取県経済成長創造戦略など県施策との連動（センターが如何に貢献できるか）についても強く意識すべき。
- 県からの一方的な押しつけにはならない。現場で企業課題に向き合っているセンターの意見や考えを踏まえながら、中期目標策定に向けた議論を進めるべき。

[参考] 次期中期目標策定に向けた主な論点

- ・中期目標期間の設定（※現行4年間であり、期間は中期目標で設定）
- ・地方独立行政法人法改正法（H30.4.1施行）を踏まえた対応（※内部統制の体制整備、数値目標の明示）
- ・第3期中期目標期間における課題への対応（※第3期「見込業務実績評価」を踏まえた対応）
- ・経済社会情勢変化への対応（※県施策との連動ほか） 等

2. 今後の予定

(1) センター業務実績の評価

- 評価委員会が平成29年度センター業務実績の評価、及び第3期中期目標期間におけるセンター業務実績の評価（見込）を行う（平成30年8月頃）。
- 評価委員会による評価内容を踏まえ、知事が評価結果を決定した上で、当該評価結果につき県議会報告を行う（平成30年9月定例会報告を予定）。

(2) センター次期中期目標の策定

- 知事は評価委員会の意見を聴取するとともに、第3期業務実績の評価結果や前記論点などを踏まえ、県内企業への支援体制強化につなげるべく、センター次期中期目標案をとりまとめる（平成30年10月頃）。
- とりまとめた次期中期目標案は、県議会議決を経て確定する（平成30年11月定例会附議を予定）。

（※）県議会議決の後、県はセンターに対し中期目標を指示し、センターは同目標を踏まえた行動計画（中期計画）を策定する。

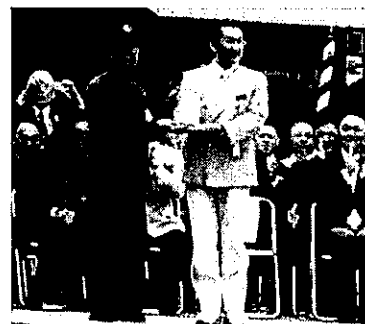
「鳥取輝らり(きらり)マイ☆スター」の第1号認定について

平成30年5月21日
産業人材課

このたび全国的に貴重な技術を有し、地域の活性化等に貢献をいただいている方を対象とした鳥取のきらり輝く技術者認定制度を創設し、その第1号として若桜鉄道株式会社の谷口剛史(たにぐち たかし)氏を「鳥取輝らり(きらり)マイ☆スター」に認定し、4月30日に認定証及び記念盾を平井知事から交付しました。

1 認定式

- (1) 日時 平成30年4月30日(月・祝)
11時15分～(ピンクSLフェスタ開会式典内で実施)
- (2) 場所 ピンクSLフェスタ開会式典会場
(八頭郡若桜町若桜345-2 若桜鉄道車台周辺)



認定に際し「これからもSLのイベントなどで技術を活かしていく」と谷口氏

2 認定者

- (1) 氏名 谷口 剛史(たにぐち たかし)氏
- (2) 経歴

- ・平成6年に若桜鉄道株式会社に入社
- ・運輸区運輸課長等を経て、平成28年から運輸区車両係長
- ・平成19年に若桜鉄道が兵庫県多可町に展示保存されていたSLを導入した際、当時の専務から「蒸気機関車を動かせ」との命を受け、参考書と恒松氏(後述)のブログを参考に復元に着手し、わずか3ヶ月で動態復元に成功した。

3 認定した技術

- (1) 技術名 圧縮空気を用いた蒸気機関車の動態復元技術
- (2) 技術の概要

機関車に蒸気機関ではなくコンプレッサーを取り付け、蒸気の代わりに圧縮空気によってSLを走行させる技術。

- (3) 当該技術の特徴

- ・当該技術は、元国鉄機関士 故 恒松孝仁(つねまつたかひと)氏によって確立(実用新案取得)されたもので、同技術を保有する技術者は全国的にもきわめて少ない。
- ・保存されていた機関車を従来の蒸気機関により運転可能とするためには、ボイラーなどの修繕や交換に数億円程度かかるところ、当該技術を活用することで、安価に運転させることができる。

4 当該技術による地域経済への効果

谷口氏の技術により動態復元した「動く蒸気機関車」は、若桜鉄道構内での乗車・運転体験、若桜鉄道本線での走行社会実験の実施、車体をピンク色に塗装するピンクSLイベント等様々な場面で活躍し、県内外問わず多くの観光客が訪れることで、若桜町及び若桜鉄道沿線地域の活性化に貢献している。

5 認定制度の概要

- (1) 制度の名称 鳥取のきらり輝く技術者認定制度(平成30年3月創設)
- (2) 認定の名称 鳥取輝らり(きらり)マイ☆スター
- (3) 認定の対象者について

以下のすべての要件を充たす者について、知事が認定する。

- ア 技能士以外の者で、全国的に極めて希少あるいは貴重な技術を有していること。
- イ 当該技術を通じて、鳥取県における地域経済の活性化及び活力の再生に多大な貢献をしている又は貢献することが期待できると認められること。
- ウ 現に県内において当該技術を用いた業務に従事していること。